

寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第5号

寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部
を改正する条例

寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例（平成27年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の2号を加える。

- (4) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (5) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事

務」に改め、同条第2項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。